

酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 21 年 1 月 19 日
全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「年頭所感」

国税庁 牧田酒税課長

平成 21 年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様方に新年の御挨拶を申し上げます。振り返りますと、昨年は北京五輪が開催され、日本人選手の華々しい活躍が国民の励みとなる一方、年末に入り、米国の金融不安が日本経済にも影響し、なお予断を許さない状況となっておりますが、新しい年を迎え、本年が皆様にとって幸多い年となりますことを祈念申し上げます。

また、昨年は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」施行 55 周年にあたる年であり、卸売業界については、国税庁長官から 9 名の方に感謝状をお贈りさせていただきました。これまでの御功績に対して改めて感謝申し上げますとともに、引き続き卸売業界の指導的立場で御活躍いただきますようお願い申し上げます。

さて、酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、健康・安全志向の高まりや生活様式の変化に伴い、「量から質への転換」、「消費者の視点」が引き続きキーワードとなっていくと考えております。昨年は、大変残念ながら事故米穀の不正流通問題が発生し、事故米穀と知らずに原料の一部として使用された製造者の方が被害に遭われただけでなく、風評被害などへも波及しました。

酒類業が健全に発達していくためには、業界全体で消費者の信頼回復に努め、消費者が商品選択をする上での正確な情報提供や、適切に管理された良質で安全な酒類を入手できる環境を整備していくことが大切であり、そのためには引き続き、関係各位の御尽力が不可欠と考えます。

次に、公正な取引環境の整備については、平成 18 年 8 月末に「酒類に関する公正な取引のための指針」（新指針）を公表し、「新指針」の考え方を関係方面に御説明しつつ、酒類取引の実態調査にも力を入れて取り組み、独占禁止法に違反する事実があると思料される場合には独占禁止法 45 条に基づき公正取引委員会へ報告を行いました。その結果、業界において自主的な自社基準の見直しが進み、利益率の改善が報じられるなど、一定

の成果が上がりつつあると考えております。引き続き公正取引委員会とも連携し、公正な取引環境の整備に配慮して参ります。

酒類卸売業の経営基盤の強化については、中小企業診断士を講師とする研修会の開催、卸売業者の活性化事例を取りまとめた取組事例集の提供などを実施して参りました。

今後も有用な情報を提供して参りたいと考えていますので、引き続き御活用いただければと思います。

なお、国税庁では、引き続き電子政府の推進の一環として、「e-Tax」の普及に取り組んでいます。酒類流通業者である皆様方におかれましては、酒類の販売数量報告などの酒税に関する手続きはもちろん、所得税・法人税・消費税などの他税目についても、申告・届出が可能ですので、積極的に御活用いただきますよう、よろしく願いいたします。（詳細については、e-Tax ホームページ「<http://www.e-Tax.nta.go.jp/>」をご覧ください。）

新しい年、平成 21 年が皆様にとりまして御多幸と御繁栄の年となりますよう重ねて祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

○ 平成 20 年 12 月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

区分 期間	12 月			1 ～ 12 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	392,082	409,336	95.8	3,242,534	3,469,399	93.5
発泡酒	132,081	149,189	88.5	1,422,454	1,540,305	92.3
小計	524,163	558,525	93.8	4,664,988	5,009,704	93.1
新ジャンル	149,449	124,930	119.6	1,445,768	1,270,673	113.8
計	673,612	683,455	98.6	6,110,756	6,280,377	97.3